

5. 有料道路に関する法律

- **道路整備特別措置法**（昭和31年法律第7号）
道路の整備の促進を図るため、いわゆる有料道路の制度を認め、その新設、改築、その他の管理を行う場合の特別の措置を定めるもの。
- **高速道路株式会社法**（平成16年法律第99号）
高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として、東日本高速道路株式会社等6会社を設立し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とするもの。会社の事業範囲、協定の締結、国との関係等について規定している。
- **独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法**（平成16年法律第100号）
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立し、機構は業務実施計画を作成し、令和9年9月30日までに解散すること等を定めるもの。
- **地方道路公社法**（昭和45年法律第82号）
地方道路公社が、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路網の整備を促進して交通の円滑化を図ることを目的とするもの。公社の設立、役員及び職員、業務、財務、会計等について規定している
- **本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法**（昭和56年法律第72号）
本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業の再編成、当該事業を営む者に対する助成及び離職者の再就職の促進等に関する特別措置を定めるもの。
- **東京湾横断道路の建設に関する特別措置法**（昭和61年法律第45号）
民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設の促進を図るための特別の措置を定め、もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とするもの。

6. その他の関係法律

- **踏切道改良促進法**（昭和36年法律第195号）
踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、その指定方法、費用分担等について定めるもの。
- **軌道法**（大正10年法律第76号）
道路に軌道を敷設するものを地方鉄道と区別して軌道事業とし、それについての特許、道路の維持修繕義務、その他経営に関する監督等を定めるもの。
- **土地収用法**（昭和26年法律第219号）
- **公共用地の取得に関する特別措置法**（昭和36年法律第150号）
- **駐車場法**（昭和32年法律第106号）
- **公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**（昭和26年法律第97号）
- **都市計画法**（昭和43年法律第100号）

- 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 地方財政法（昭和23年法律第109号）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 都市モノレールの整備の促進に関する法律（昭和47年法律129号）
- 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）